

## ■ 4条1項11号

不服 2023-002092

### <本願商標>

「聖者の炭酸」(標準文字)

第32類「ビール、清涼飲料、炭酸水、粉末清涼飲料のもと、果実飲料、飲料用野菜ジュース、ビール製造用ホップエキス、乳清飲料」

### <結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

引用商標：「聖者」(標準文字)

第32類「ビール、清涼飲料、清涼飲料のもと、果実飲料、飲料用野菜ジュース、ビール製造用ホップエキス、乳清飲料」他

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「聖者の炭酸」の文字を標準文字で表してなるものであるところ、これを構成する文字はいずれも同じ書体、大きさ及び色彩で等間隔に表されており、外観上、一体的に看取されるものといえる。

そして、「聖者の炭酸」の文字より生じる「セイジャノタンサン」の称呼は、8音とやや冗長ではあるものの、無理なく一連に称呼し得るものであって、また、同文字よりは「聖者が持っている炭酸」といった一連の意味合いが容易に看取し得るものである。

そうすると、かかる構成においては、本願商標に接する取引者、需要者は、「聖者の炭酸」の文字を一体不可分のものと理解、認識するとみるのが相当であって、ほかに構成中

の「聖者」の文字のみが、取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない。

してみれば、本願商標よりは、その構成文字全体より生じる「セイジャノタンサン」の一連の称呼のみが生じ、また、「聖者が持っている炭酸」ほどの観念が生じるというのが相当である。

したがって、本願の指定商品と引用商標の指定商品の類否について判断するまでもなく、本願商標の構成中の「聖者」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

#### 弁理士コメント

本願商標「**聖者の炭酸**」は、その構成において、これに接する取引者、需要者は一体不可分のものと理解、認識するとみるのが相当であって、ほかに構成中の「聖者」の文字のみが、取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせないから、引用商標「**聖者**」とは類似しないと判断されました。

原審査では、本願商標の指定商品には「炭酸水」を含んでいることから、本願商標「聖者の炭酸」の構成中、「炭酸」の部分には識別力が認められないとした上で、これを除く要部と引用商標「聖者」を比較した結果、両商標は類似すると判断されたものと思われます。

一方で、本審決では、本願商標の「炭酸」の部分には特に言及することなく、あくまで全体での一体不可分性を根拠として引用商標「聖者」との類似性が検討された結果、両商標は非類似と判断されました。

少し前に、「**天使の抹茶**」と「**てんし\天使\テンシ**」が非類似と判断された審決（**不服2022-011783**）があり、この事件の影響も多少はあったのではないかと推測されます。

ちなみに、今から10年以上前に、「**天使のチョコリング**」と「**天使**」の類似性が知財高裁まで争われた事件がありましたが、結果として、両商標は**類似**と判断されました（当時の特許庁も類似と判断しています）。この時期は、似たようなケースについて、同様の判断がなされることが多かったように思います。

当時の判決のインパクトを知る立場としては、逆の結論となった本審決や「天使の抹茶」の審決の判断をすんなりと受け入れられない思いも、否定できないものがあります。

ただ、「天使のチョコリング事件」の以前にも、たとえば「**黄金のプリン**」と「**黄金**」が非類似と判断された審決（**不服 2007-029339**）も存在しており、判断基準がよくわからないというのが正直なところです。特許庁としては、当時よりも現在の方が類似範囲を狭く考えているようにも感じますが、いずれにしても拒絶査定不服審判でまで争っているという事実がある点には、注意が必要でしょう。

なお、本審決では、本願商標「聖者の炭酸」からは「聖者が持っている炭酸」ほどの観念が生じるとされていますが、個人的には、さすがにおかしな観念認定のように感じます。

（弁理士 永露 祥生）

< 2023年9月21日 >